

指定希少野生動植物に ヒメヒカゲが追加されました！

静岡県では、県版レッドデータブックで絶滅危惧種（絶滅危惧ⅠA・ⅠB・Ⅱ類）に位置づけられたもののうち、他法令により保護されていないもの又は保護が不十分なもので特に保護が必要な種を順次「静岡県希少野生動植物保護条例」に基づき、『指定希少野生動植物』に指定しています。

平成28年4月1日から、新たに昆虫類の「ヒメヒカゲ」が追加指定されました。これによりヒメヒカゲの個体（幼虫を含む。）及び卵を捕獲、採取、殺傷又は損傷することは禁止され、違反した場合には罰則が科せられます。また、違反して捕獲された個体や標本などの譲渡等も禁止されます。

他地域の個体や飼養個体の放蝶は遺伝子のかく乱に繋がります。放蝶は行わないでください。



ヒメヒカゲ（タテハチョウ科）

絶滅危惧ⅠA類

【分 布】

県内では西部

【生息環境】

主に草本類が優占する湿地

【形 態】

表面は暗褐色、裏面は黄褐色で、後翅裏面には目玉模様が並び、銀色の細い線で縁取られる。目玉模様は変化に富む。
年に一度、6月に出現する。

静岡県の希少な野生動植物を守り次代に継承しましょう。

これまでに、県内では動植物10種が指定希少野生動植物として指定されています。



ホテイラン



ホテиаツモリソウ



タカネマンテマ



キンロバイ(ハクロバイを含む)



キバナノアツモリソウ



オオサクラソウ



カイコバイモ



アカウミガメ



カワバタモロコ



ヤリタナゴ

希少野生動植物保護基本方針

- ①種の選定
- ②個体の取扱い
- ③生息地保護
- ④保護回復事業

に関する基本事項等

● 個体の保護(①種の選定、②個体の取扱い)

希少野生動植物 (絶滅のおそれのある野生動植物)

指定希少野生動植物 (H28年4月現在 11種を指定)

- 生きている個体(卵・種子)の捕獲等の禁止
- 違法捕獲個体(加工品)の譲渡等の禁止
- 学術研究、繁殖目的のための捕獲等は許可が必要



罰則規定
1年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

特定希少野生動植物※

- 特定希少野生動植物事業の届出(市場流通を監視)

※特定希少野生動植物種 …… 指定希少野生動植物のうち、市場での流通を監視するため取扱事業者の登録を要する種。

● 生息地等保護(③生息地保護) 生息地等の保護が必要な場合

《 生息地等保護区 》

監視地区 (届出：区域内の開発行為等)

管理地区 (許可：区域内の開発行為等)

立入制限地区 (繁殖期間等の立入制限)

● 保護回復事業(④保護回復事業) 人為による維持・復元が必要な場合

県・市町・県民・事業者等による保護回復の取組推進

- 県 : 保護回復事業計画の策定と実施
- 市町 : 保護回復事業の実施(確認)
- 県民・事業者 : 保護回復事業の実施(認定)
- 保護監視員 : 指定種の密猟や生育状況・生育環境を監視